



芦こ地第2710号
令和6年2月9日

芦屋市監査委員 阿部清司様
芦屋市監査委員 川上あさえ様

芦屋市長 高島峻輔



定期監査（財務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和6年1月22日付け芦屋監報第17号で報告のありました定期監査（財務監査）の結果に基づき、こども福祉部福祉室において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【監査指導課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 申請書の收受日と調定日が一致していないものが多くみられた。芦屋市財務会計規則第 25 条において「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう規定されているため、申請書を收受した日に手数料の調定を行うよう改められたい。</p>	<p>(1) 申請書を收受した日を審査手数料の調定日とするよう改める。</p>
<p>(2) 指定地域密着型サービス等事業所指定申請書について、申請書を收受した際、收受日付印の押印がなされていなかったものが見られた。芦屋市文書取扱規程第 23 条において、收受文書については、收受日付印を押印した上で收受登録するよう規定されているため改められたい。</p>	<p>(2) 收受文書については、收受日付印を必ず押印した上で收受登録をおこなうよう改める。</p>
<p>(3) 納入通知書における納入期限が発行日から 10 日以内に設定されているものが見られた。芦屋市財務会計規則第 30 条に、「通知書等は、納入期限の 10 日前までに発行されなければならない。」と規定されているため適切に事務処理を行われたい。</p>	<p>(3) 納入通知書は、納入期限の 10 日前までに発行するよう改める。</p>
<p>(4) 異動された物品が物品台帳に反映されていなかったものがあつたので、芦屋市物品管理規則に基づき適正な管理に努められたい。</p>	<p>(4) 異動した物品を物品台帳に反映し、適正に管理するよう改める。</p>

監査結果報告に対する措置について

【地域福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 法人後見・市民後見推進事業補助金について、県からの交付決定通知書を収受登録されているが調定処理がなされていない。芦屋市財務会計規則第 25 条「歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定する。」に基づき、交付決定通知書の収受日に調定処理されたい。</p>	<p>(1) 法人後見・市民後見推進事業補助金について、県からの交付決定通知書を収受した際には、芦屋市財務会計規則第 25 条に基づき、収受日において調定を行うよう改めます。</p>
<p>(2) 業務委託に伴う庁舎内目的外使用料について、使用開始後に許可されているものがあつたので、使用開始前に許可するよう改められたい。また、使用許可日以降に調定されていたものがあつたので、芦屋市財務会計規則第 25 条「歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定する。」に基づき、使用許可日に調定するよう改められたい。</p>	<p>(2) 目的外使用について、使用開始前の許可を徹底するとともに、芦屋市財務会計規則第 25 条に基づき、使用許可日に調定するよう改めます。</p>
<p>(3) 拾得物返還金の調定について、事前調定されているが、芦屋市財務会計規則第 26 条に基づく事後調定に該当するので、指定金融機関に払い込む際は出納員名で納付書を作成し、収納の通知を受けた後に速やかに調定するよう改められたい。</p>	<p>(3) 拾得物返還金を収納した際には、財務会計規則に基づいた調定処理を行うよう改めます。</p>
<p>(4) 未収金の徴収について、法令に則った督促が行えていないものがあつた。地方自治法、芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例、芦屋市財務会計規則に基づく督促を適切に行われるよう改められたい。</p>	<p>(4) 未収金の徴収について、地方自治法、芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例、芦屋市財務会計規則に基づく督促を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【生活援護課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 納入通知書における納入期限が発行日から 10 日以内に設定されているものがあつた。芦屋市財務会計規則第 30 条に、「通知書等は、納入期限の 10 日前までに発行されなければならない。」と規定されているため適切に事務処理を行われたい。</p> <p>(2) 業務完了報告書の提出前に請求書を受領しているが、芦屋市契約規則第 45 条の規定により、目的物の引き渡し後に費用の請求を受けるよう改められたい。</p>	<p>(1) 指摘事項を課内で共有し、今後は納入通知書作成時に納入期限を複数名で確認することとした。</p> <p>(2) 今後は業務完了報告書の提出を待つて、請求書の提出を受けることとしている。また、業者から先に請求書が届いた場合は、総務担当者から業務完了報告書の送付を依頼し、後日改めて請求書を発行いただく方向で検討している。</p>

監査結果報告に対する措置について

【障がい福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 調定日から 1 ヶ月以上経過した日を納入期限としている。芦屋市財務会計規則第 30 条に「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内」とあるのでこれに基づき処理するよう改められたい。</p>	<p>(1) 原則、納入期限は調定日から 15 日以内の日付とするよう改めます。</p>
<p>(2) 県より交付決定通知があり、收受しているものの調定日が收受日と一致していないものが見られた。芦屋市財務会計規則第 25 条に基づいて收受日を調定日として処理するよう改められたい。</p>	<p>(2) 交付決定通知を收受した際は、收受日を調定日として処理するよう改めます。</p>
<p>(3) 審査を受けずに公印を協定書に押印していたため、芦屋市公印規則第 7 条に基づき、適切に押印するよう改められたい。</p>	<p>(3) 協定書に公印を押印する際は、審査を受けてから押印するよう徹底します。</p>
<p>(4) 各種申請書を收受した際、收受日付印の押印がなされていなかったものが複数見られた。芦屋市文書取扱規程第 23 条において、收受文書については、收受日付印を押印した上で收受登録するよう規定されているため改められたい。</p>	<p>(4) 申請書を收受する際は收受日付印を押印するよう徹底します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【高齢介護課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 県より交付決定通知があり収受登録しているが、調定日が収受日と異なっている。芦屋市財務会計規則第 25 条「歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定する。」に基づき、収受日で調定するよう処理されたい。</p> <p>(2) 使用許可日で調定されているが、納入期限が 31 日後となっている。芦屋市財務会計規則第 30 条に「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内」とあるのでこれに基づき処理されたい。</p> <p>(3) 県より補助金交付決定通知が届いているが、文書管理システムにおいて収受登録されていない。芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、交付決定通知書の収受日で収受登録を行ない、芦屋市財務会計規則第 25 条に基づき、交付決定通知書の収受日で調定するよう処理されたい。</p>	<p>(1) 芦屋市財務会計規則第 25 条に基づき、収受日で調定するよう改めます。</p> <p>(2) 今後は仕様書に納入期限を定めるよう改めます。</p> <p>(3) 補助金交付決定通知書を受取りした際には速やかに芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、交付決定通知書の収受日で収受登録を行ない、芦屋市財務会計規則第 25 条に基づき、交付決定通知書の収受日で調定処理を行うよう改めます。</p>